

平成17年4月1日

福岡県西方沖を震源とする地震に係る地方交付税 (6月定例交付分)の繰上げ交付

- 1 福岡県西方沖を震源とする地震により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

- 2 繰上げ交付対象団体 (計1団体)

福岡市

- 3 繰上げ交付額

4,013百万円 (6月定例交付額の30%)

- 4 繰上げ交付日

平成17年4月4日(月) (4月定例交付日と同日)

自治財政局財政課 佐藤(健)、小鍋

TEL 03-5253-5111 (代表)

(内線 3327)

TEL 03-5253-5612 (直通)

FAX 03-5253-5615